

Ⅱ. 千葉県におけるDV施策の現状と課題

1. DV施策の現状

広報・啓発

DVは長い間、単なる夫婦げんかとして扱われるなど、夫婦間のことや家庭内の問題として見過ごされてきました。

しかし、夫婦間だから、家庭内だからといって暴力が許されるはずはありません。DVは、犯罪行為となりうる重大な人権侵害であり、社会全体で、このような暴力を許さない取組を進める必要があります。

DV問題をなくすためには、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有するとともに、DV問題の本質と存在を広く県民に知らせることが大切です。

このため、千葉県は、平成14年のDV防止法の本格施行前から、暴力を許さない社会づくりを進めるための様々な広報・啓発活動を続けてきました。

(1) 広報・啓発事業の実施

県では、広く県民を対象に以下の広報・啓発事業を実施しています。

- 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中における街頭キャンペーンの実施
- DV啓発チラシの作成・回覧板等による配布
- DV相談窓口の周知を図るための「DV相談カード」の作成、県内の市町村や郵便局、金融機関、運転免許センター、県民センター、健康福祉センター、児童相談所や病院などの窓口で常時配置
- DV啓発リーフレット外国語版（英語・タガログ語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語）の作成・配布
- 外国籍DV被害者や人身取引問題に関する講座・講演会の開催

- 医療関係者向けのマニュアルを医療関係者と協働で作成・配布
- 「DVを考える若者フォーラム in ちば」の開催
- 県民を対象としたDVに関する講座、講演会の開催
- 各種広報媒体を利用した広報の実施
- 市町村、NPO等への講師派遣
- 学校における「いのちを大切に作るキャンペーン」や「豊かな心の育成に係るLHR(ロングホームルーム)」「マナーキャンペーン※1」などのDV対策を含めた人権尊重についての啓発活動
- 高校生や専門学校生を対象にしたデートDV※2 についてのセミナーの開催

※1 マナーキャンペーン

高校生の列車乗車マナーの向上とともに、社会人としてのあるべきマナーや規範について、各学校が中心となって家庭・地域社会・関係機関と連携し、積極的な啓発活動や体験活動等を行うことで、生徒一人ひとりが日常生活のマナーを大切にし、より一層規範を遵守しようとする意識や態度を身につけることを目的とする取組です。

※2 デートDV

DVは決して大人だけの問題ではなく、デート中の若者の間でも様々な形の暴力がおこっており、セックスをきっかけに暴力が始まったり、本格化したりします。そのような親密な関係にある若者間の暴力を「デートDV」といいます。

(山口のり子著「デートDV防止プログラム実務者向けワークブック」より)

(2) 加害者教育プログラムと男性相談の取組

平成 16 年度、国から「地域における配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」の委嘱を受け、千葉県では加害者教育プログラム（暴力と向き合う教育講座）として実証的な調査研究を行いました。

また、平成 17 年度から平成 20 年度までは県事業として加害者教育プログラムの実証的な調査研究を引き続き実施してきました。

一方、平成 15、16 年度に「DVに悩む男性のための 1 日電話相談」を実施したところ、男性からの相談ニーズが確認されたため、平成 17、18 年度には、男性相談員による「DVに悩む男性のための電話相談」を、毎週 1 回実施してきました。平成 19 年度からは、ちば県民共生センターにおいて、平成 18 年度から実施している「男性のための総合相談」と統合して、相談を受け付けています。相談の中には、DV 加害経験に悩む男性からの相談も多く寄せられています。

【「加害者教育プログラム」（暴力と向き合う教育講座）の概要】

暴力の発生を未然に防いだり、再発を防止するためには、DVの加害者や被害者になることを防止・予防する取組が重要です。また、DV被害者の安全で安心した生活を確保するためには、加害者のもとを離れるだけでなく、加害者からの恐怖や追及等から解放されることが大切です。

加害者教育プログラムは、加害者が「暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること」「暴力は自ら選択した結果であること、また、自分自身が振るった暴力に責任を持ち、謝罪すること」に自ら気づくことを目的としています。

この事業では、加害者に対する法的な枠組がない日本の現状において、加害者に対して教育プログラムを実施する意義や課題を整理すること、加害者像を把握すること、DV被害者の安全確保を最優先したプログラムを目指すこと、被害者支援についてより一層の充実を図り

ながら実施すること等を念頭に置きながら実施しました。

当講座の参加者は、公募形式で募集し、5年間で11名（延べ人数）の者が参加しました。講座は、各年度ごとに新規の受講者を募集して実施するとともに、前年度の受講者に対してフォローアップの機会を提供しました。プログラムの進め方や教材については、内閣府の「配偶者からの暴力に関する加害者向けプログラムの満たすべき基準及び実施に際しての留意事項」を踏まえ、米国ミネソタ州ドゥルース市で作成された加害者更生プログラム「ドゥルース・モデル^{※1}」を参考にしながら作成を始め、最終的には「身体への暴力」、「性的な暴力」、「男性であること」、「精神的に追い詰める」、「DVに関する基礎的な知見」、「関連トピック」といったテーマを設定して実施しました。

実施に当たっては、これまでDV被害者支援に関わってきた者、警察官として加害者にも被害者にも関わってきた者、精神保健や臨床心理の専門家等による「ファシリテーター^{※2}チーム」を設置し、各講座の進め方の検討や教材の作成等を行いました。各講座は男女2名のファシリ

※1 「ドゥルース・モデル」

1984年、ミネソタ州ドゥルース市のドゥルース家庭内暴力介入プロジェクトにより作成された加害者更生プログラムです。「平等の車輪」、「権力と支配の車輪」を用いながら、「非暴力」、「威嚇的でない態度」、「尊敬」、「信頼と支援」、「誠実さと説明責任」、「性的尊重」、「パートナーシップ」、「交渉と公平性」の8テーマを24週にわたり行うものです。（エレン・ペンス&マイケル・ペイマー著

「暴力男性の教育プログラム ドゥルース・モデル」（誠心書房）より）

※2 ファシリテーター

ソーシャルワーカーが担う役割の一つで、「促進者」あるいは「状況・条件整備者」などといわれます。援助を必要とする個人や集団に対して、彼ら自身による問題解決に向けての行動を促進し、様々な社会資源を活用しながらそれを可能にする条件を整備していく者という意味があります。グループワークでは、メンバー間の相互作用や協力関係を促進しながら、メンバーのグループ活動への参加を最大限に可能にし、あるいはそのための環境的条件を整備するといったクライアントの問題解決に向けての自発的、能動的な行動を促す役割のことです。

（「社会福祉用語辞典」（ミネルヴァ書房）より）

テーターが中心になって運営し、また、ファシリテーターチームに対しては、スーパーバイザー※からのアドバイスを依頼しました。

参加者の配偶者等に対しては、ファシリテーターとは別に「被害者支援員」を配置し、配偶者等に対して事業の目的、プログラムの限界等を説明しました。また、プログラム実施中には、被害者支援員と配偶者等が随時連絡をとることで、配偶者等の様子の確認やその時の状況に応じた支援や助言等を行いました。このように、配偶者等に対して被害者支援員を配置することで、配偶者の安全を確保しながら、その後の継続的な被害者支援につなげるようにしました。

平成20年度においては、前年度の参加者に対してフォローアップの講座を行うとともに、これまでの調査研究結果について取りまとめました。

暴力と向き合う教育講座の参加者数

年 度	参加者数
平成16年度	1名 (新規1名)
平成17年度	4名 (新規3名、フォローアップ1名)
平成18年度	2名 (新規1名、フォローアップ1名)
平成19年度	3名 (新規3名)
平成20年度	1名 (フォローアップ1名)
計	11名 (実参加者数8名)

※スーパーバイザー

個々のケースの支援者に対し、実践に必要な価値、知識、技術を具体的に伝えるほか、支援者の精神的なサポートもします。スーパービジョン（事例を報告し、適切な方向付けを得るための指導）を受ける際の指導者をスーパーバイザーとといいます。スーパーバイザーには、通常スーパービジョンを受ける人よりも経験豊富な、師匠格・先輩格の人がなります。

（「社会福祉用語辞典」（ミネルヴァ書房）より）

DVに悩む男性のための電話相談実施結果

実施日時	平成17年4月～平成18年3月	平成18年4月～平成19年3月																																																																				
相談件数	合計86件（男性62件・女性24件）	合計128件（男性90件・女性38件）																																																																				
相談内訳	加害者（男性54件・女性 3件） 被害者（男性 6件・女性18件） その他（男性 2件・女性 3件）	加害者（男性83件・女性 0件） 被害者（男性 7件・女性36件） その他（実母等 2件）																																																																				
主訴	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>計</th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴力をやめたい</td> <td>16</td> <td>12</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>誰かに聞いて欲しい</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>情報が欲しい</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>子が心配（親権等）</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>妻を探したい</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>暴力を受けている</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>別れたい</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>41</td> <td>24</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	計	男性	女性	暴力をやめたい	16	12	4	誰かに聞いて欲しい	6	5	1	情報が欲しい	5	5	0	子が心配（親権等）	4	4	0	妻を探したい	9	9	0	暴力を受けている	4	2	2	別れたい	1	1	0	その他	41	24	17	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>計</th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴力をやめたい</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>誰かに聞いて欲しい</td> <td>32</td> <td>19</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>情報が欲しい</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>子が心配（親権等）</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>暴力を受けている</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>別れたい</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>52</td> <td>29</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	計	男性	女性	暴力をやめたい	15	15	0	誰かに聞いて欲しい	32	19	13	情報が欲しい	15	15	0	子が心配（親権等）	6	6	0	暴力を受けている	7	5	2	別れたい	1	1	0	その他	52	29	23
	内 容	計	男性	女性																																																																		
暴力をやめたい	16	12	4																																																																			
誰かに聞いて欲しい	6	5	1																																																																			
情報が欲しい	5	5	0																																																																			
子が心配（親権等）	4	4	0																																																																			
妻を探したい	9	9	0																																																																			
暴力を受けている	4	2	2																																																																			
別れたい	1	1	0																																																																			
その他	41	24	17																																																																			
内 容	計	男性	女性																																																																			
暴力をやめたい	15	15	0																																																																			
誰かに聞いて欲しい	32	19	13																																																																			
情報が欲しい	15	15	0																																																																			
子が心配（親権等）	6	6	0																																																																			
暴力を受けている	7	5	2																																																																			
別れたい	1	1	0																																																																			
その他	52	29	23																																																																			
主な暴力の種類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>計</th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体的暴力</td> <td>65</td> <td>50</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>精神的暴力</td> <td>15</td> <td>6</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	計	男性	女性	身体的暴力	65	50	15	精神的暴力	15	6	9	その他	6	6	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>計</th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体的暴力</td> <td>120</td> <td>85</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>精神的暴力</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	計	男性	女性	身体的暴力	120	85	35	精神的暴力	6	5	1	その他	2	0	2																																				
内 容	計	男性	女性																																																																			
身体的暴力	65	50	15																																																																			
精神的暴力	15	6	9																																																																			
その他	6	6	0																																																																			
内 容	計	男性	女性																																																																			
身体的暴力	120	85	35																																																																			
精神的暴力	6	5	1																																																																			
その他	2	0	2																																																																			

※平成19年度からちば県民共生センターにおいて実施している「男性のための総合相談」に統合

男性のための総合相談実施結果

区分	総合相談件数		電話相談件数		来所相談件数	
	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV
平成18年度	142	41	97	21	45	20
平成19年度	366	118	244	54	122	64
合計	508	159	341	75	167	84

(内訳)

区 分		人間関係						こころ		生き方		その他	
		夫婦関係		家族関係		対人関係		電話	来所	電話	来所	電話	来所
		電話	来所	電話	来所	電話	来所						
平成18年度	総 数	45	30	11	1	3	0	19	4	1	8	18	2
	うちDV	19	15	0	0	0	0	2	3	0	2	0	0
平成19年度	総 数	104	102	26	10	20	0	52	5	3	1	39	4
	うちDV	45	63	2	1	5	0	2	0	0	0	0	0
合計	総 数	149	132	37	11	23	0	71	9	4	9	57	6
	うちDV	64	78	2	1	5	0	4	3	0	2	0	0

相談・一時保護

千葉県では女性サポートセンター、ちば県民共生センター、同センター東葛飾センター、各健康福祉センターを配偶者暴力相談支援センターに指定し、DV被害者支援を進めてきました。

女性サポートセンターは、相談、一時保護、生活再建支援等のすべての配偶者暴力相談支援センター機能を有するとともに、中核的機能を持つ配偶者暴力相談支援センターとして、他のセンターの指導、援助を行っています。

また、県内で起きるDV被害に速やかに対処するため、地域における配偶者暴力相談支援センターとして、健康福祉センター等を配偶者暴力相談支援センターに指定し、一時保護を除く支援業務を行っています。

(1) 相談・一時保護体制の整備

①女性サポートセンターにおける取組

平成13年11月、婦人相談所において、24時間・年中無休の電話相談体制を整備し、一時保護室も従来の3室から20室に拡充しました。

平成14年4月、婦人相談所を改組し、中核的配偶者暴力相談支援センターとして女性サポートセンターを開設、専門相談員、ケースワーカー※、心理判定員、保育士、看護師等を配置し、従前の婦人保護事業に加え、DV被害者の相談、一時保護、生活再建支援体制の整備を図りました。

女性サポートセンターは、DV被害者や子どものケア、生活再建の

※ ケースワーカー

ケースワークとは、社会生活の中で困難や問題を抱え、専門的な援助を必要としている人に対して、社会福祉の立場から個別事情に即して課題の解決や緩和のために助言や支援を行うことをいいます。また、これらの助言や支援を行う人をケースワーカーといいます。（「社会福祉用語辞典」（ミネルヴァ書房）より）

ための支援を、職員の専門性や経験をいかしたチームが協力して行っているほか、弁護士による「法律相談」、女性の精神科医による「心とからだの健康相談」を行っています。

平成 16 年 2 月、学習室、保育室を兼ねた多目的室を整備して、DV 被害者が同伴する子どものためのケアを行うとともに、平成 16 年度から通訳（英語、中国語、タイ語、タガログ語、スペイン語、韓国語（平成 18 年度～）に対応）を委託し、外国籍被害女性への支援体制を充実させました。

また、被害者支援関係者の連絡会議や研修会を開催するほか、個別事案の支援・対応を検討するケース会議等において、これまでの相談事例やケースワーク経験に基づいた助言等の取組を行うなど、県の配偶者暴力相談支援センターの中核的な役割を担っており、他の都道府県との連携が必要な場合の千葉県における DV 被害者支援の総合窓口となっています。

②地域における配偶者暴力相談支援センターの整備

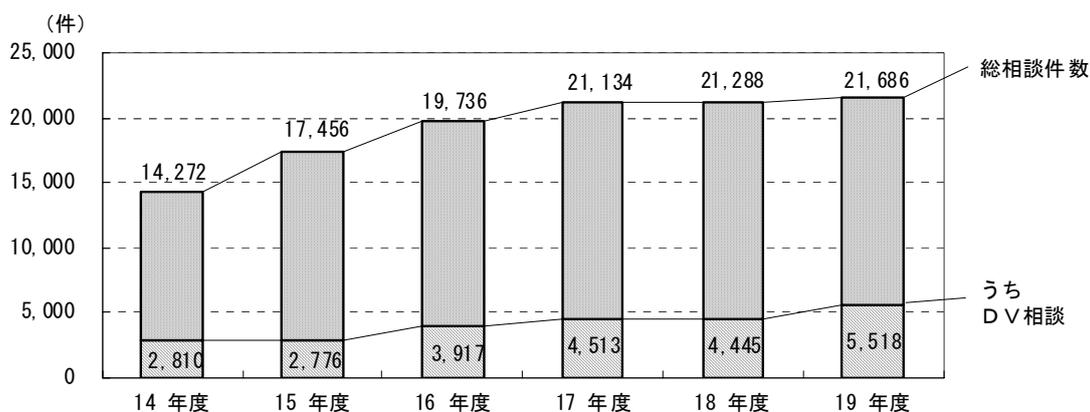
平成 14 年 4 月、女性センター（平成 18 年 3 月廃止・同年 8 月からちば県民共生センター及び同センター東葛飾センターを設置）を配偶者暴力相談支援センターに指定し、被害女性の相談・カウンセリング業務を開始しました。

平成 16 年 6 月からは、県内 14 か所の健康福祉センター（平成 20 年度からは 13 か所）を配偶者暴力相談支援センターに指定して、DV 専門相談員を配置し、相談業務を行っています。

平成 18 年 8 月からは、ちば県民共生センター（千葉市）、ちば県民共生センター東葛飾センター（柏市）を開設し、女性センターの配偶者暴力相談支援センターとしての機能を引き継ぐとともに、「男性のための総合相談」として電話相談及び専門相談を開始しました。

県の配偶者暴力相談支援センターの相談件数の推移

区分	電話相談		来所相談		合計	
	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV
平成16年度	18,771	3,392	965	525	19,736	3,917
平成17年度	19,896	3,827	1,238	686	21,134	4,513
平成18年度	19,778	3,626	1,510	819	21,288	4,445
平成19年度	19,439	4,351	2,247	1,167	21,686	5,518



専門相談等の状況

区分	女性サポートセンター		※ちば県民共生センター (女性センター)		
	法律相談	心とからだの健康相談	法律相談	こころの相談	カウンセリング
平成16年度	94	16	61	17	357
平成17年度	99	16	63	29	434
平成18年度	80	10	57	23	504
平成19年度	85	24	58	32	767

※女性センターは、平成18年3月廃止、平成18年8月からちば県民共生センター及び同センター東葛飾センターを設置)

一時保護件数

平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV
169	126	157	105	121	84	164	127

一時保護件数と児童数

	一時保護件数		児童数	一時保護件数のうちDV		児童数
		うち同伴児あり			うち同伴児あり	
平成16年度	169 (100%)	112 (66%)	190	126 (100%)	94 (75%)	163
平成17年度	157 (100%)	77 (49%)	134	105 (100%)	69 (66%)	124
平成18年度	121 (100%)	62 (51%)	101	84 (100%)	55 (65%)	90
平成19年度	164 (100%)	84 (51%)	136	127 (100%)	78 (61%)	122

一時保護利用者の経路別退所状況

	婦人保護施設	福祉事務所	その他の関係機関	アパート等	就職先	親族・知人宅等	帰家庭	その他	計
平成16年度	4 (3%)	22 (13%)	1 (1%)	55 (33%)	7 (4%)	39 (23%)	29 (17%)	10 (6%)	167 (100%)
平成17年度	2 (1%)	22 (14%)	2 (1%)	40 (25%)	10 (6%)	54 (34%)	17 (11%)	12 (8%)	159 (100%)
平成18年度	1 (1%)	18 (15%)	6 (5%)	30 (25%)	16 (13%)	29 (24%)	14 (11%)	8 (6%)	122 (100%)
平成19年度	5 (3%)	23 (15%)	3 (2%)	36 (23%)	13 (8%)	41 (26%)	25 (17%)	9 (6%)	155 (100%)

外国籍女性の一時保護件数

区分	フィリピン		中国		タイ		その他		合計	
	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV
平成16年度	7	6	5	3	4	4	6	6	22	19
平成17年度	21	9	6	1	2	2	4	3	33	15
平成18年度	4	3	3	1	3	1	2	2	12	7
平成19年度	5	3	4	1	0	0	7	6	16	10
合計	37	21	18	6	9	7	19	17	83	51

③市町村の相談体制の整備

県内の市町村では、DV防止法施行以降、相談窓口の整備が進んでおり、すでに全56市町村にDV担当課及び相談窓口が設置されています。

平成20年1月には、改正DV防止法により、市町村における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされたことを受け、野田市が基本計画を策定するとともに、配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

市町村におけるDV相談件数

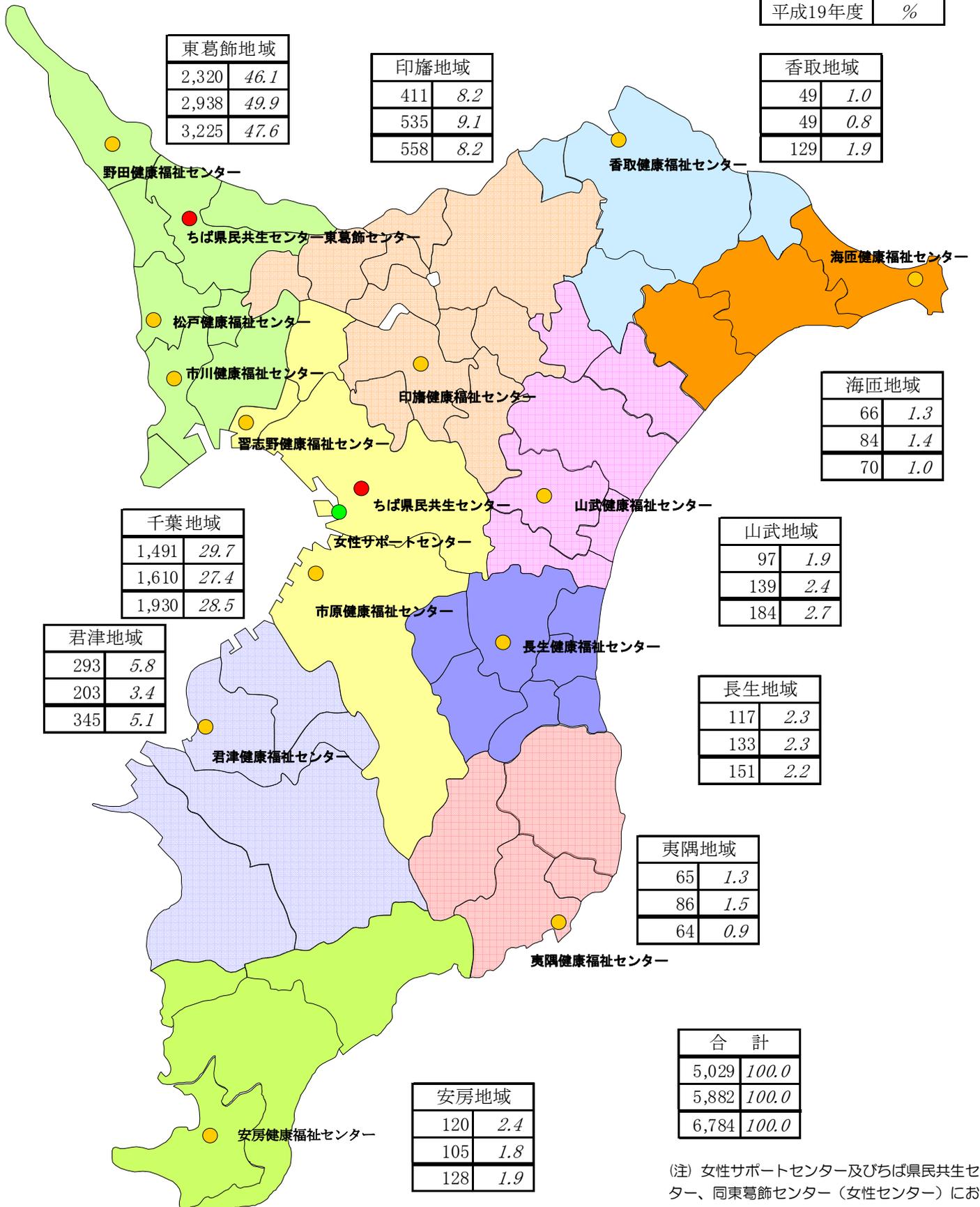
	千葉地域	東葛飾地域	印旛地域	香取地域	海匝地域	山武地域	長生地域	夷隅地域	安房地域	君津地域	計
平成16年度	1,284 38.1%	1,448 42.9%	366 10.8%	10 0.3%	63 1.9%	41 1.2%	19 0.6%	8 0.2%	30 0.9%	103 3.1%	3,372 100.0%
平成17年度	1,274 35.7%	1,641 46.1%	320 9.0%	19 0.5%	50 1.4%	38 1.1%	19 0.5%	7 0.2%	29 0.8%	166 4.7%	3,563 100.0%
平成18年度	1,318 33.1%	1,980 49.7%	392 9.8%	6 0.2%	55 1.4%	76 1.9%	24 0.6%	7 0.2%	30 0.8%	94 2.4%	3,982 100.0%
平成19年度	1,673 37.1%	1,973 43.8%	393 8.7%	30 0.7%	22 0.5%	87 2.0%	13 0.3%	0 0.0%	51 1.1%	262 5.8%	4,504 100.0%

(凡例)

地域ごとの相談件数の推移と県のDV相談窓口

(相談件数は、市町村及び健康福祉センターのDV相談件数の合計値)

地 域	
平成17年度	%
平成18年度	%
平成19年度	%



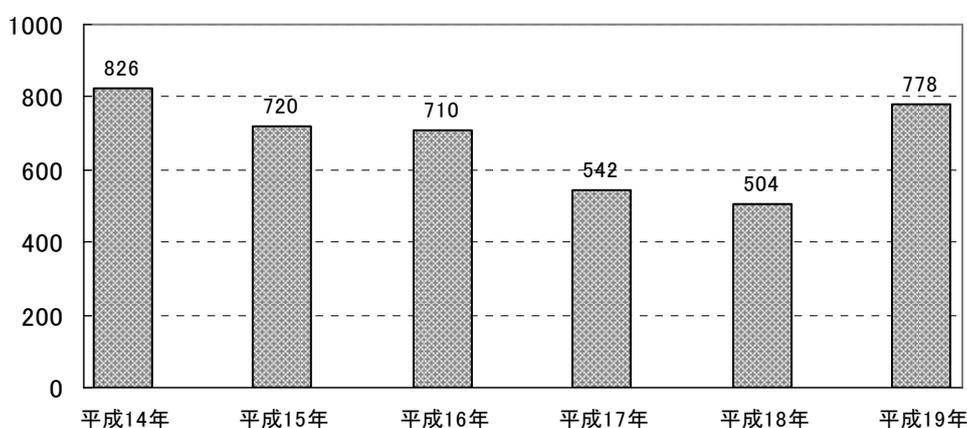
(注) 女性サポートセンター及びちば県民共生センター、同東葛飾センター(女性センター)における相談件数は含みません。

④警察による支援

警察では、DV被害者からの相談を受け付けているほか、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護しています。

また、DV被害者からの申出により、本人への防犯指導や加害者への指導警告等の援助を行っています。

相談受案件数の推移（千葉県警察）



措置状況（千葉県警察）

	事件化	防犯指導 ※	加害者へ 指導警告	他機関 引継	保護命令 制度教示	援助※	その他	計
平成14年	24	369	190	110	245	-	226	1,164
平成15年	24	304	149	88	402	-	156	1,123
平成16年	9	365	127	75	365	-	250	1,191
平成17年	15	323	87	82	310	142	60	1,019
平成18年	20	405	81	146	278	190	37	1,157
平成19年	29	657	150	237	529	233	160	1,995

※ 件数は複数計上とした。

※ 防犯指導等 保護命令制度、緊急時における警察との連絡方法、一時保護施設（シェルター）などについて教示すること

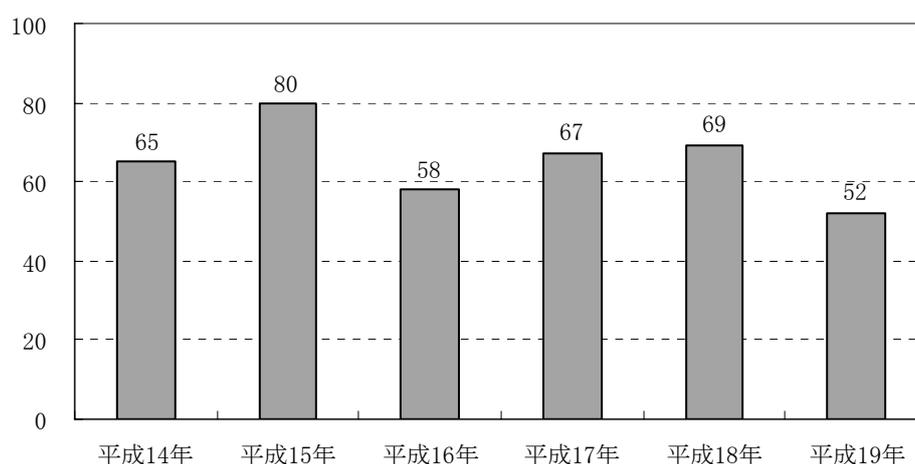
※ 援助 警察本部長等による被害を自ら防止するための措置の教示、被害防止交渉を円滑に行うための措置など

(2) 安全確保のための取組

DV被害者の安全を確保するためには、関係機関との協力が不可欠であり、配偶者暴力相談支援センター、警察、民間支援団体、関係機関等による連絡会議を開催し、情報の共有を図っています。

また、保護命令の申立をするDV被害者に対しては、警察官や配偶者暴力相談支援センター等の職員による保護命令制度の説明や申立に関する助言等の様々な支援を行っており、保護命令の申立が迅速かつ円滑になされるよう配慮しています。

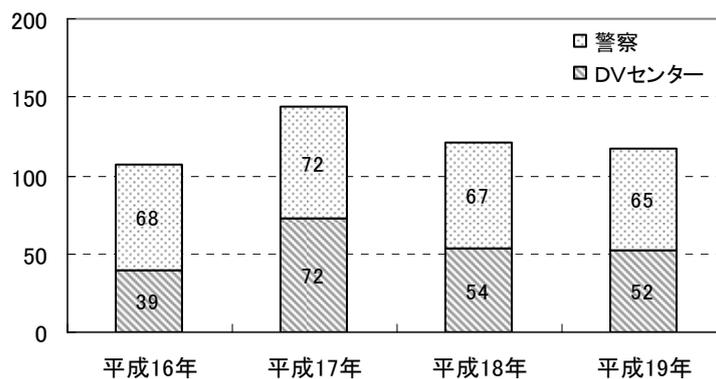
保護命令発令件数の推移（千葉地方裁判所）



保護命令発令件数

	保護命令取扱件数の多い地方裁判所 (平成13年10月～平成20年3月)						
	①	②	③	④	⑤	全国計	
受付件数	大阪 1,634	東京 865	神戸 831	千葉 579	札幌 577	14,594	
発令件数	大阪 1,435	神戸 649	東京 640	札幌 474	千葉 416	11,553	
(内訳) 被害者に関する保護命令のみ発令	退去命令+接近禁止命令+電話等禁止命令	7	0	2	0	0	18
	退去命令+接近禁止命令	353	86	152	52	69	1,862
	接近禁止命令+電話等禁止命令	7	2	2	6	2	69
	接近禁止命令のみ	506	284	272	342	227	5,204
	退去命令のみ	2	3	1	1	3	34
	電話等禁止命令(事後発令)	0	0	0	0	0	1
子への接近禁止命令が発令された場合	被害者への接近禁止命令と同時	555	268	205	70	114	4,292
	事後的な子への接近禁止命令	3	2	4	2	0	25
親族への接近禁止命令が発令された場合	被害者への接近禁止命令と同時	2	4	2	1	1	44
	事後的な親族等への接近禁止命令	0	0	0	0	0	4

書面提出※件数の推移



※ 書面提出

DVセンター又は警察署が、保護命令の申立人が相談又は援助若しくは保護の要請をした際の状況を記載した書面の提出を地方裁判所から求められた場合に提出するものです。

参考 配偶者による暴力事件（警察庁の「平成 19 年の犯罪情勢」より）

配偶者による暴力事件（殺人、傷害及び暴行）（注）の検挙件数は、平成 11 年以降増加傾向にあったが、平成 16 年は前年に比べて 1.4%、そのうち夫による妻（内縁関係にある者を含む。）への暴力事件も 1.3%減少した。しかし、平成 17 年は前年に比べ 14.5%、そのうち夫による妻（内縁関係にある者を含む。）への暴力事件は 12.5%、平成 18 年は前年に比べ 15.5%、そのうち夫による妻（内縁関係にある者を含む。）への暴力事件は 19.0%増加し、平成 19 年においても 2,471 件と、前年に比べ 232 件（10.4%）、そのうち夫による妻（内縁関係にある者を含む。）への暴力事件は 2,232 件と、前年に比べ 150 件（7.2%）ともに増加している。

注：配偶者による暴力事件には、いわゆる配偶者からの暴力事件だけでなく、例えば、殺人では嘱託殺人、保険金目的殺人等、多様なもの含まれる。

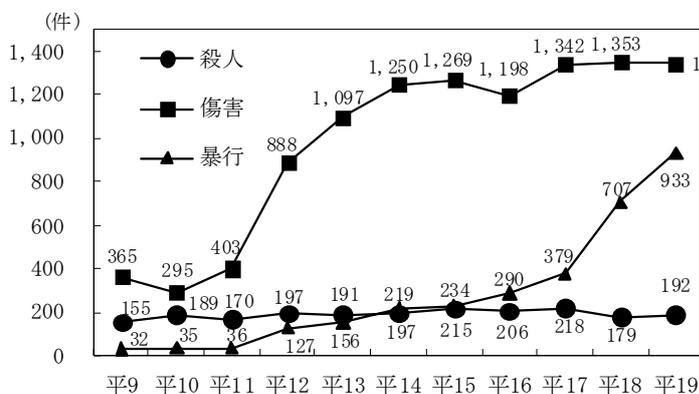
配偶者による殺人、傷害及び暴行事件の検挙件数の推移

（単位：件）

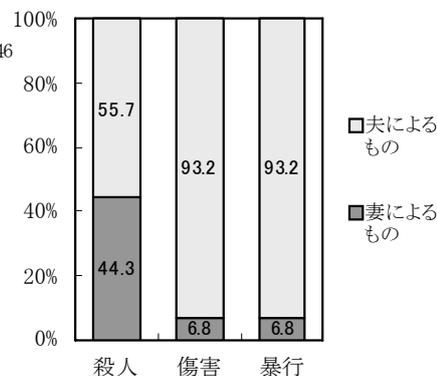
区分	年次	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	加害の状況(%)
殺人		1,142	1,222	1,098	1,219	1,157	1,238	1,258	1,224	1,224	1,155	1,052	-
	うち配偶者	155	189	170	197	191	197	215	206	218	179	192	100.0
	うち夫によるもの	101	129	105	134	116	120	133	127	126	117	107	55.7
	うち妻によるもの	54	60	65	63	75	77	82	79	92	62	85	44.3
傷害		16,060	15,840	15,589	21,616	22,348	23,199	23,222	22,716	22,962	22,921	21,589	-
	うち配偶者	365	295	403	888	1,097	1,250	1,269	1,198	1,342	1,353	1,346	100.0
	うち夫によるもの	340	273	375	838	1,065	1,197	1,211	1,143	1,264	1,294	1,255	93.2
	うち妻によるもの	25	22	28	50	32	53	58	55	78	59	91	6.8
うち傷害致死		176	176	191	168	191	180	173	135	138	139	104	-
	うち配偶者	16	13	19	17	14	18	18	14	20	15	10	-
	うち夫によるもの	13	12	17	17	10	15	16	12	17	14	8	-
	うち妻によるもの	3	1	2	0	4	3	2	2	3	1	2	-
暴行		5,262	5,016	4,730	7,151	7,740	8,223	9,341	10,525	13,519	19,175	21,203	-
	うち配偶者	32	35	36	127	156	219	234	290	379	707	933	100.0
	うち夫によるもの	31	33	36	124	152	211	230	284	359	671	870	93.2
	うち妻によるもの	1	2	0	3	4	8	4	6	20	36	63	6.8
合計		22,464	22,078	21,417	29,986	31,245	32,660	33,821	34,465	37,705	43,251	43,844	-
	うち配偶者	552	519	609	1,212	1,444	1,666	1,718	1,694	1,939	2,239	2,471	-
	うち夫によるもの	472	435	516	1,096	1,333	1,528	1,574	1,554	1,749	2,082	2,232	-
	うち妻によるもの	80	84	93	116	111	138	144	140	190	157	239	-

注 1：解決事件を除く。

注 2：配偶者は内縁関係にある者を含む。



配偶者による殺人、傷害及び暴行事件の検挙件数の推移



配偶者による殺人、傷害及び暴行事件の加害の状況（平成19年）

(3) 職務関係者研修の実施

相談及び支援に携わる配偶者暴力相談支援センターや市町村等の職務関係者を対象に、DV問題に対する知識を習得し、DV被害者への適切な対応が行えるよう職務関係者研修を実施しています。

また、相談員等が心身ともに健康な状態で相談業務にあたることができるようスーパーバイザー（専門指導者）からの助言・指導を受ける「スーパービジョン」の実施等により、相談員等の心身のセルフケアに努めています。

(4) 「関係機関対応マニュアル」の作成、配布

平成13年10月より、DVについての基本的な知識や相談窓口での二次被害[※]の防止等、相談にあたっての心構え、迅速かつ的確な関係機関との連携のための各種情報を掲載した「DV関係機関対応マニュアルⅠ」を作成し、法改正等による内容の更新を随時行いながら、配偶者暴力相談支援センター、市町村等の関係機関に配布しています。

また、DV被害者支援に係る多様な問題への対応に向け、DV被害者への具体的な対応と支援する側のセルフケアを行うための「マニュアルⅡ」、追及者からDV被害者を守るための「マニュアルⅢ」を作成、配布し、職務関係者研修などにおいて活用しています。

※ 二次被害

DV被害者からの相談に対応した相談員の言葉や態度により、被害者がさらに傷ついてしまうことを二次被害といいます。

《二次被害の例》

- 「子どもを置いて出てきて」・・・本人が一番気にしていることです。
- 「夫婦なんだから、だんなを支えてあげなきゃ」・・・支えてほしいのは相談者です。
- 「お互い様、けんか両成敗」・・・分かってもらえない、責められたという気持ちにさせます。
- 何人も出てきて対応・・・囲まれて尋問されているような気分させます。
- 笑ったり、他の職員と談笑しながら対応・・・誠意を疑う態度ととられます。

生活再建支援

DV被害者の生活再建は、住宅の確保や離婚、就職など早急に解決しなければならない問題や子育ての悩み、家計のやりくり、子どもの将来設計など、生活を営む上での様々な問題があります。

これらの問題については、これまでも関係機関との連携により対応してきましたが、今後も更なる支援が必要です。

(1) 生活再建支援の取組

平成 14 年 4 月、県では、生活保護の円滑な運用を図るため、女性サポートセンターの一時保護利用者に係る生活保護の実施責任の取扱いを定めました。また、平成 19 年 3 月には、厚生労働省から、DV被害者の生活保護の実施責任についての通知が出され、県外の一時保護施設を利用した場合でも、全国的に統一した取扱いが可能となりました。

県営住宅については、平成 15 年 4 月の空家募集からDVにより婚姻関係が事実上破綻している女子と扶養している 20 歳未満の子からなる世帯については、離婚が成立していなくても当選確率が高い「特枠該当者」として申し込めるようにしました。さらに、平成 17 年 3 月の公営住宅法施行令の一部改正を受け、単身のDVについても、同様の取扱いを実施しています。

就労の支援としては、ハローワークやマザーズハローワークを有効に活用できるよう情報提供を行うとともに、母子家庭の母等に対する無料の職業訓練（公共職業訓練）や「ちば仕事プラザ」内にある「子育てお母さん再就職支援センター」のキャリアコンサルタントによる個別相談や各種セミナーの活用を図っています。

また、平成 19 年度からは、身元保証人が得られないためにアパート等の賃借や就職に影響を及ぼすことがないよう一時保護所に入所中

または、退所した被害者に対し、厚生労働省の「身元保証人確保対策事業」の制度を活用して、身元保証人の確保を図っています。

なお、DV被害者が生活再建を進める上で必要となる保護命令、離婚、親権などに係る手続や新たな住居設定、就業支援や福祉的支援を受けるための各種手続を円滑に行えるよう、DV被害者への同行支援についての研修を民間支援団体、市町村の職員向けに実施しました。

(2) 市町村における支援策

DV被害者の生活再建に向けた取組として、DV被害者に対し、加害者から避難する際の交通費や避難後に宿泊する際の宿泊費の助成など、市町村による独自の施策が実施されています。また、民間シェルターに対する助成や公営住宅入居に係る優遇措置などを行っている市もあります。

連携・ネットワーク

D V 被害者支援に当たっては、関係機関のすべての人が、D V 問題の本質を理解し、D V 被害者支援に係る基本理念を共有し、それぞれの機能を発揮しながら連携することが重要なことから、千葉県は、様々な機関と連携のためのネットワーク構築を進めました。

(1) 「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」の設置

平成 13 年 7 月、裁判所、検察庁、警察、市町村、医師会や弁護士会等の関係機関・団体の長を構成員とする「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」を設置し、関係機関の問題認識や情報の共有化を図っています。

平成 16 年 12 月からは、外国籍 D V 被害者や人身取引問題への認識の共有化を図るため、東京入国管理局を加え、さらに、平成 18 年 4 月には、社会問題化する高齢者虐待についても、家庭関係を素地として引き起こされ、家庭内で潜在化する問題であることから、幅広い情報の共有を図るため、高齢者福祉施設協議会、ホームヘルパー協議会を構成員に加えました。なお、適宜実務者会議を開催し、担当者レベルでの連携にも努めています。

家庭等における暴力対策ネットワーク会議構成員

国	千葉地方裁判所長	団体	千葉県弁護士会会長
	千葉家庭裁判所長		千葉県医師会会長
	千葉地方検察庁検事正		千葉県歯科医師会会長
	千葉地方法務局長		千葉県看護協会会長
	東京入国管理局千葉出張所長		千葉県調停協会連合会会長
県	知事		千葉県人権擁護委員連合会会長
	総合企画部長		千葉県民生委員児童委員協議会会長
	健康福祉部長		千葉県母子自立支援員・婦人相談員連絡協議会会長
	教育長		千葉県児童福祉施設協議会会長
	警察本部長		千葉県児童福祉施設協議会
市町村	市川市長		千葉県母子生活支援施設部会長
	松戸市長		千葉県高齢者福祉施設協会会長
			千葉県ホームヘルパー協議会会長

(2) 都道府県間における連携

平成 15 年 3 月、県域を越えた地域との連携体制を明確にするため、関東ブロック婦人相談所長連絡会において、「婦人相談所一時保護所の広域相互利用に係る申合せ」を締結し、関東地域の婦人相談所相互間における利用手続を明確にしました。

平成 19 年 7 月には、全国知事会において、「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申合せ」が了承され、全国的に統一した取扱いが可能となりました。

(3) 民間支援団体との連携

DV被害者支援活動を行う民間支援団体は、DV防止法制定以前からそれぞれの個性を發揮しながら、積極的に支援活動に取り組んでおりその活動内容は、外国人も含むDV被害者相談やカウンセリング、講座・研修会の企画・実施、カウンセラーの養成、講師派遣、資金貸付、シェルターの運営など様々です。

千葉県では、これまで、こうしたDV被害者支援のための豊富な経験や技術を有している民間支援団体と連携・協力しながら、DV被害者への支援を行ってきました。

平成 14 年 11 月、民間支援団体の活動を援助するための民間基金「DV被害者支援活動促進のための基金」の立ち上げを支援し、民間活動の促進を図りました。

平成 15 年度から平成 18 年度に「DV被害者支援活動ボランティア等養成研修（DV被害者支援活動基礎研修（平成 18 年度））」を実施し、DV被害者支援の活動を行うための基礎知識の習得を図るとともに、活動の輪を広げました。

また、相談や一時保護業務の委託、研修の企画・運営を委託するなど、民間支援団体との連携・協働を図ってきました。

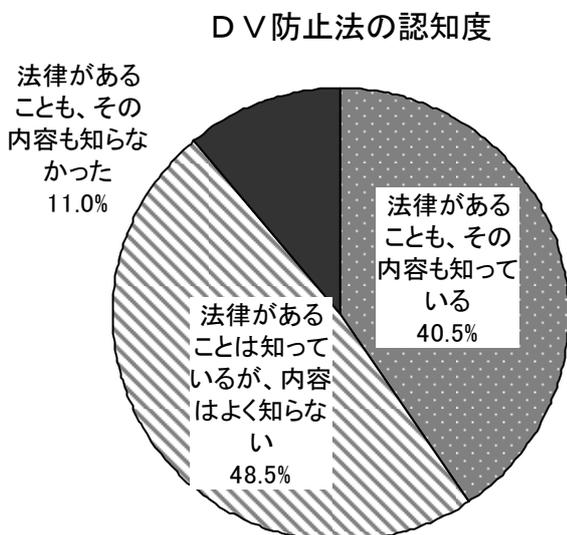
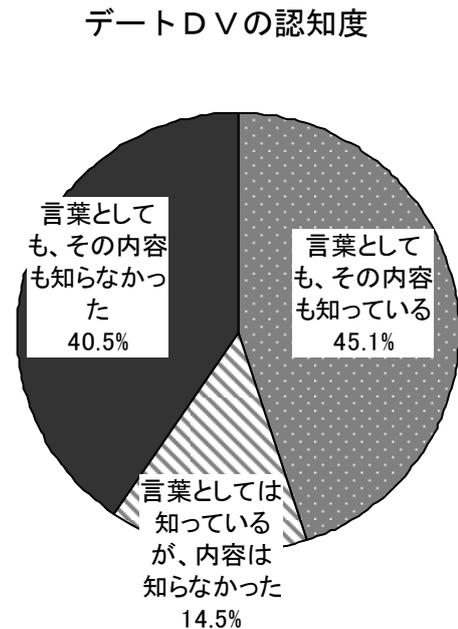
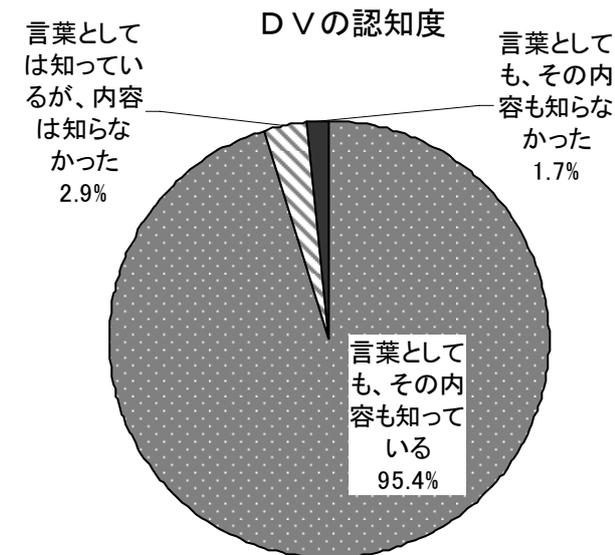
平成 15 年度からは、民間支援団体と情報を共有し、連携強化を図るため、「DV被害者支援活動団体連絡会議」を年数回開催しています。

2. DVに関する意識・暴力の状況

(1) インターネットアンケート調査

千葉県では、アンケート調査協力員として、県が行う事業や施策に関心のある県民の方を募集し、登録された方を対象に、年4回インターネットアンケートを実施しています。

平成20年8月から9月にかけては、「DVに関する県民意識について」のアンケートを実施しました。その結果、DV、デートDVの認知度について、「言葉としても、その内容も知っている」と答えた方が「DV」は95.4%であるのに対し、「デートDV」は45.1%となっています。DV防止法の認知度については、89.0%の方が「法律があることを知っている」と答えていますが、そのうち48.5%は「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」となっています。

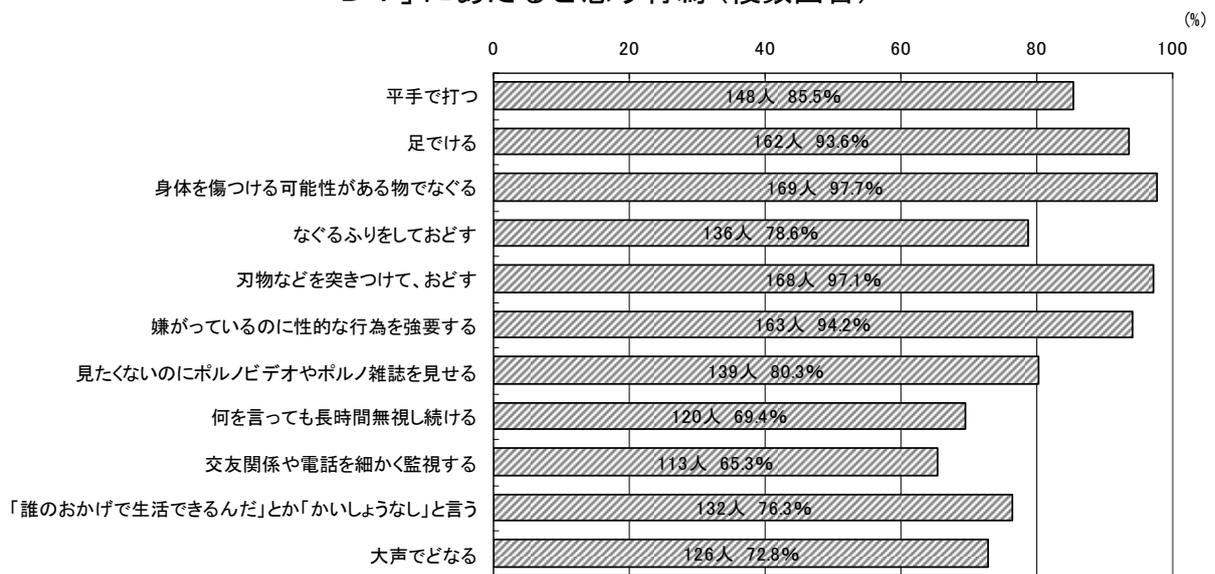


【インターネットアンケート調査の概要】

- (1) 調査対象 アンケート調査協力員 966 人
- (2) 調査時期 平成 20 年 8 月～9 月
- (3) 調査方法 インターネットアンケート専用フォームへの入力による回答
- (4) 回答状況 アンケート調査協力員 966 人のうち、173 人（男性 129 人、女性 44 人）が回答（回答率 17.9%）

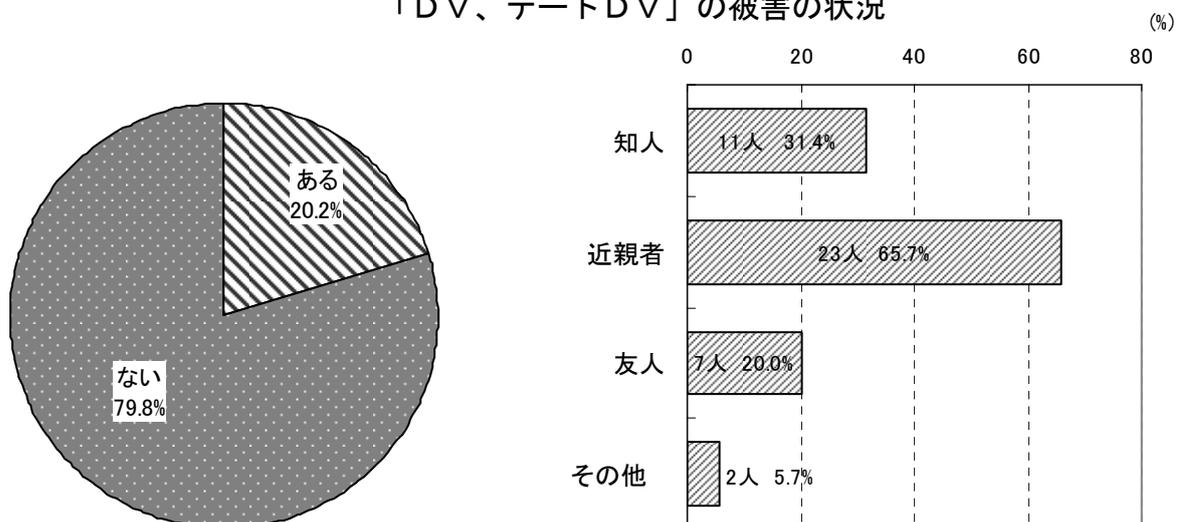
「DV」にあたると思う行為についてたずねたところ、90%以上の方が「DV」にあると答えた行為は「身体を傷つける可能性がある物でなぐる」の97.7%、「刃物などを突きつけて、おどす」の97.1%、「嫌がっているのに性的な行為を強要する」94.2%、「足でける」の93.6%となっています。70%に満たなかったのは「交友関係や電話を細かく監視する」65.3%、「何を言っても長時間無視し続ける」の69.4%となっています。

「DV」にあたると思う行為（複数回答）



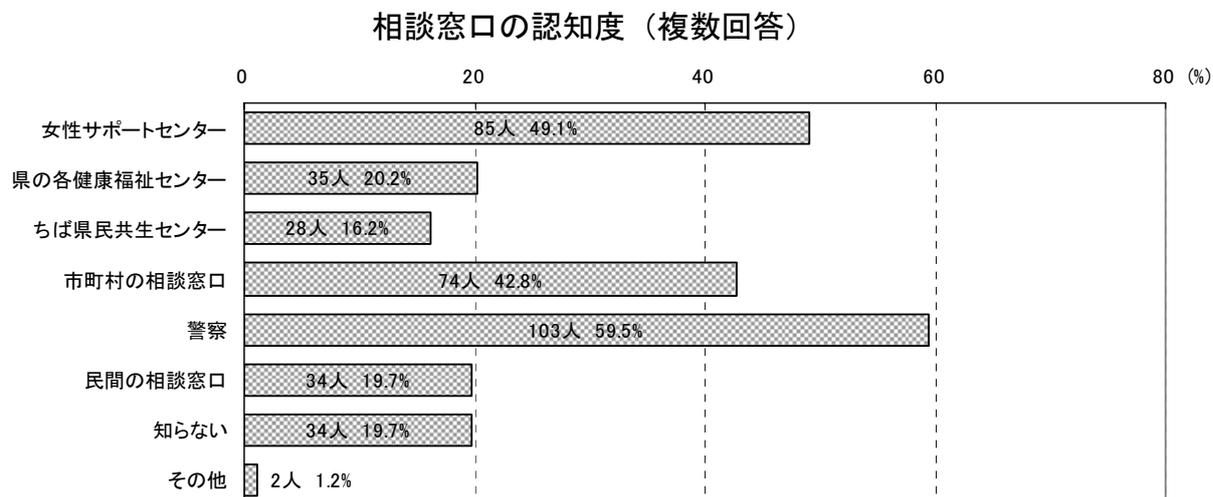
身近な人が配偶者や恋人からの暴力を受けたことがあると答えた方(35人)に、そのような行為を受けた人は誰かをたずねたところ、「近親者」が65.7%で最も多く、次いで「知人」31.4%となりました。

「DV、デートDV」の被害の状況



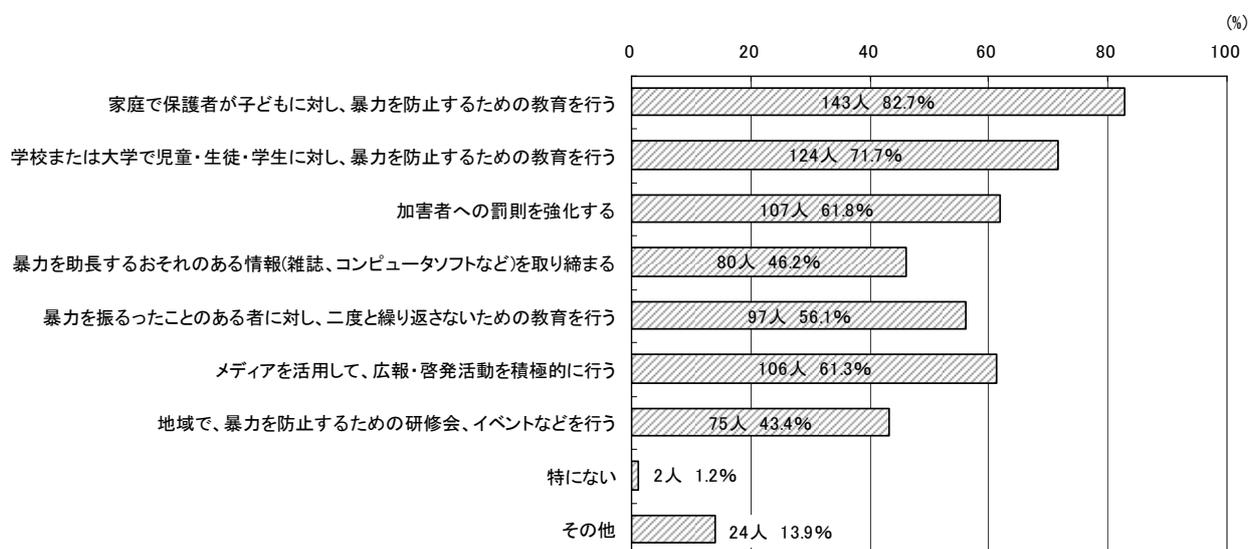
知っている県内の相談窓口についてたずねたところ、最も多かったのが「警察」の59.5%で、次いで「女性サポートセンター」の49.1%、「市町村の相談窓口」の42.8%となっています。

また、「知らない」と答えた方は、19.7%でした。



DV、デートDVを防止するために必要だと思うことをたずねたところ、最も多かったのが「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」の82.7%、次いで「学校または大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」が71.7%となりました。

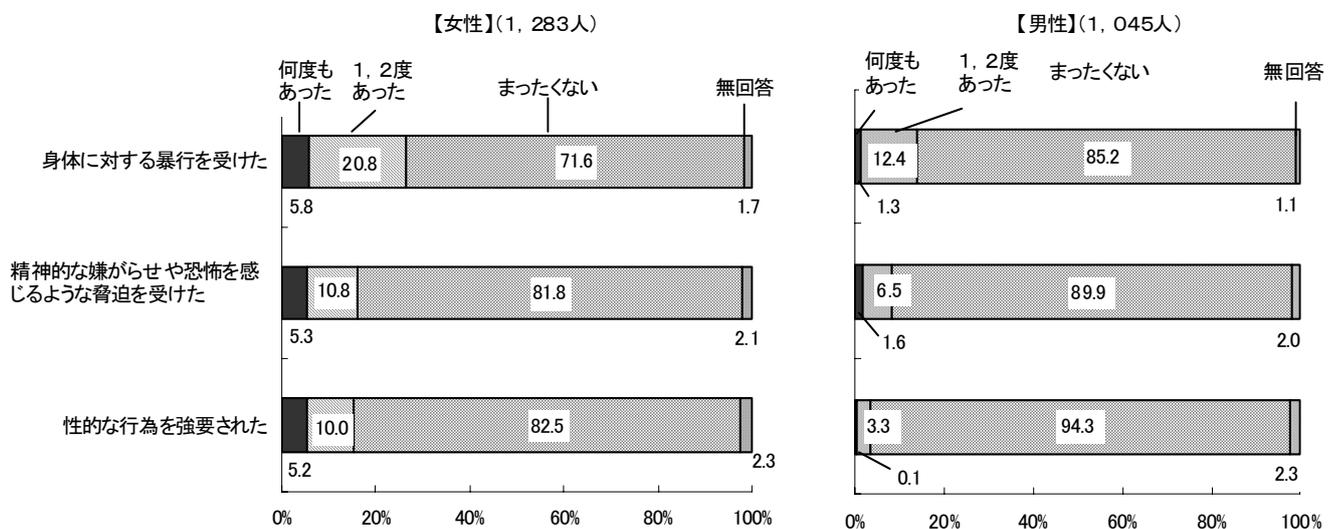
「DV」、「デートDV」を防止するために必要なこと（複数回答）



(2) 全国における配偶者からの暴力の被害状況

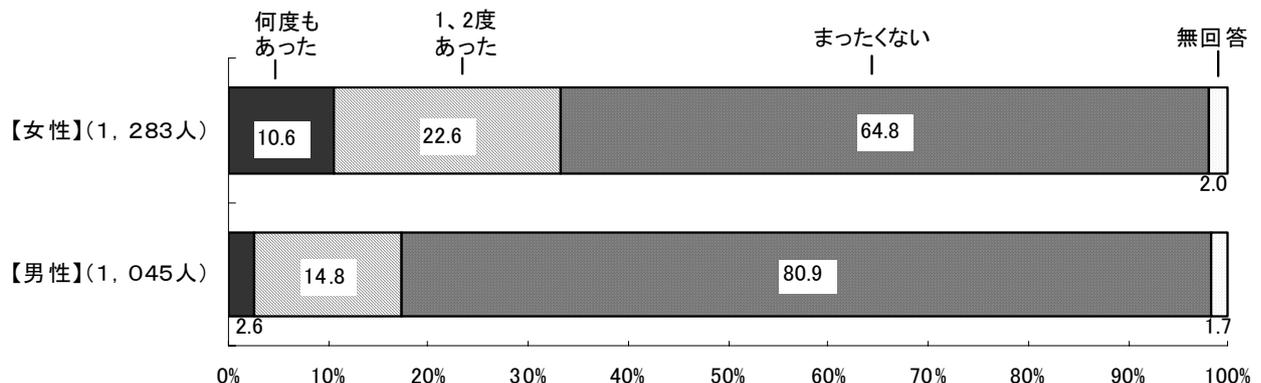
平成18年4月に公表された内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、結婚したことのある人（女性1,283人、男性1,045人）のうち、これまでに、“身体に対する暴行を受けた”ことが「あった」と答えた人は女性26.7%、男性13.8%で、女性の約4人に1人が身体的暴力を受けています。

配偶者からの被害経験



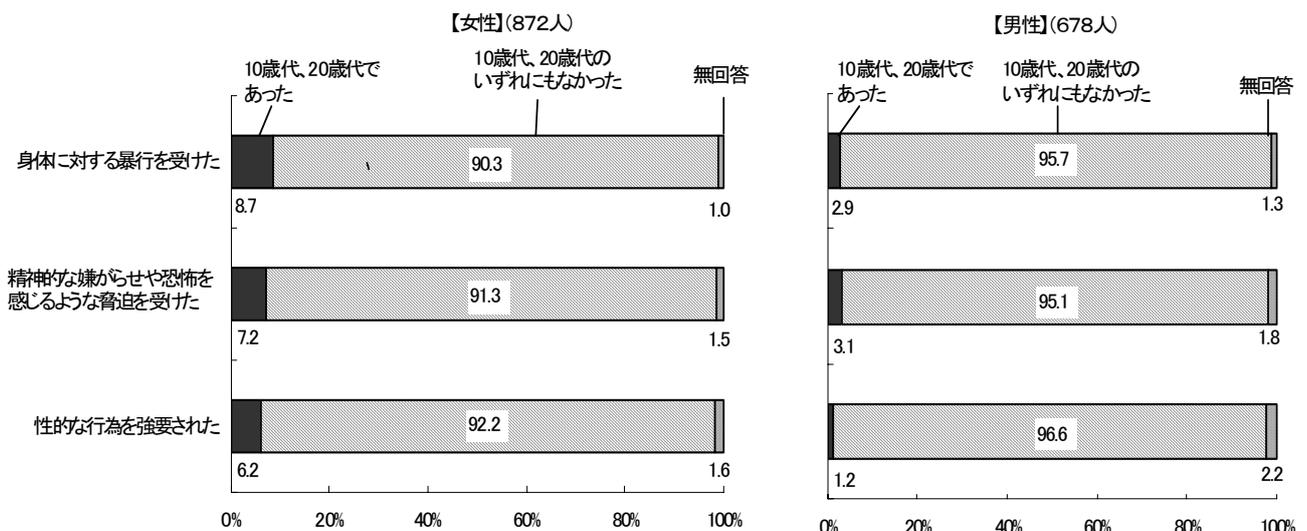
配偶者から“身体的暴行”“心理的攻撃”“性的強要”のいずれかを1つでも受けたことが「何どもあった」という人は、女性10.6%、男性2.6%で、女性の約10人に1人が配偶者からの被害を何ども受けています。

配偶者からの被害経験 - 「いずれかの行為を1つでも受けたことがある」-



10歳代から20歳代の結婚前に、交際相手（後に配偶者となった相手以外）がいた（いる）という人（女性872人、男性678人）のうち、10歳代から20歳代のときの交際相手から、身体に対する暴行を受けたことがあったという人は女性8.7%、男性2.9%で、男性よりも女性に被害が多くなっています。

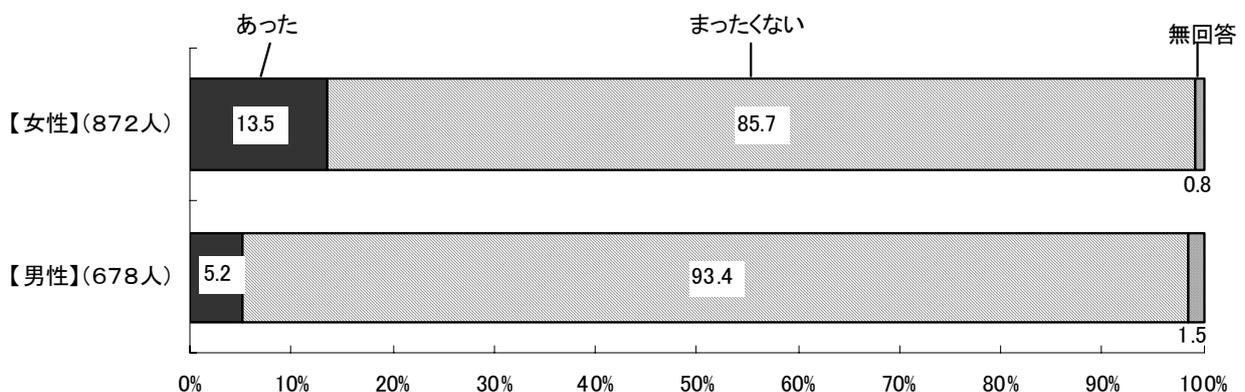
交際相手からの被害経験



10歳代から20歳代のときの交際相手から“身体的暴行”“心理的攻撃”“性的強要”のいずれかをされたことが「あった」という人は女性13.5%、男性5.2%となっています。

交際相手からの被害経験

—10歳代、20歳代で「いずれかの行為を1つでも受けたことがある」—



3. 課題・問題点

県では、平成 13 年度から様々な取組を行ってききましたが、これまでの取組を通して、不十分な点や改善を図るべき点について、DV 被害者をはじめ、民間支援団体、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画管理委員会」の各委員、関係機関等から出された意見、インターネットアンケートの結果をもとに、以下のとおり整理しました。

(1) 広報・啓発

(被害者、民間支援団体、委員等の意見から)

- 「DV防止法」ができて、かなりDVが理解されてきたが、さらに認知度を上げる必要がある。
- 街頭キャンペーンを県内のテレビやラジオの協力を得て広報戦略を持って具体的にやってほしい。



多様な広報媒体を活用した効果的な広報

(被害者、民間支援団体、委員等の意見から)

- 地域の啓発をもう少し考えてほしい。保育園のPTAや小学校の集まりなどで相談窓口の情報を提供するなど、当事者の発見と社会の認識の変革に力を入れてほしい。

(インターネットアンケートの結果から)

- DV、デートDVの認知度について、「DV」に対する認知度はかなり高いと言えるが、「デートDV」の認知度は低い。



地域の啓発の充実、DVを許さない社会意識の醸成

(インターネットアンケートの結果から)

- DV、デートDVを防止するために必要だと思うことをたずねたところ、最も多かったのが「家庭で保護者が子どもに対し、暴力がいけないことを教える」であり、まず、大人がDVを身近な問題としてとらえ、正しい認識を子どもたちに伝えていく必要がある。



若者向け広報、予防教育の充実

(被害者、民間支援団体、委員等の意見から)

- 被害者は心身ともに症状が出ており、医師と関わることが多いが、医師によってDVへの理解に温度差があるように感じる。安心して病院に行けるように、DVへの理解を深める研修をお願いしたい。
- 教職員に対する研修は、暴力の概念をきちんと伝えるという意味で重要だと思う。



保健・医療関係者への啓発や研修の実施、教職員に対する研修の充実

(2) 相談・一時保護

(被害者、民間支援団体、委員等の意見から)

- 県内の多くの市町村に緊急一時保護施設や緊急生活支援資金や助成制度が創設されるよう希望する。
- DVで家を飛び出して1泊、2泊でもできるようところがほしい。
- 医療機関がDV被害者を発見した場合、誰が被害者を緊急かつ安全に女性サポートセンターまで責任を持って送致すればよいのか、連携を含め、人的、経済的に具体的対策を計画に反映してほしい。



緊急時における被害者の安全の確保、一時保護所への移送手段の確保

(インターネットアンケートの意見から)

- DVを防止するためには、被害者への支援体制の強化が必要である。(例えば、相談体制の整備、加害者からの保護、被害者のメンタルケア、個人情報の保護など)
- 相談を受ける機関が迅速・適切に対応することが必要である。



相談への適切な対応、相談体制の充実

(被害者、民間支援団体、委員等の意見から)

- 高齢者の夫婦など、昔から夫は暴力的だったから自分さえ我慢すれば済むこととあきらめていたりするので、高齢者の相談を受ける制度があるとよい。
- 身近なところでどこでも同じ支援が受けられるように、ワンストップで進めてくシステムがあったらよいと思う。



多様なケースに応じた相談の実施、窓口の一元化

(被害者、民間支援団体、委員等の意見から)

- 被害者及び同伴児童の安定した保護環境を確保できるよう女性サポートセンターが主体となったきめ細やかな支援体制が必要だと思う。
- 一時保護が必要なすべてのケースの受け入れが可能になるよう民間まで広げてネットワークを作ってほしい。



一時保護体制の充実、一時保護委託先の拡大及び連携強化

(被害者、民間支援団体、委員等の意見から)

- カウンセラーの養成は大切だと思う。今はまだ相談員が専門的ではないし、被害者の立場に立っているかということ現状では難しいので、専門家を養成していった一時保護退所後も気軽に相談できるところを作ってほしい。
- 職員のDV被害者への理解不足を感じる。



職務関係者への研修の充実

(3) 生活再建支援

(被害者、民間支援団体、委員等の意見から)

- 一時保護の後に、大きな事件が起きている。一時保護後の自立支援、被害者のケアについて、具体的に進めてほしい。



生活再建支援に向けた総合的な体制の整備

(被害者、民間支援団体、委員等の意見から)

- 仕事・住居・保育の3つの支援が整わないと自立は困難。
- ステップハウスについてももう少し具体化をしていただきたい。
- 同行支援について、関係機関や調停、裁判所に出向くときに被害者の不安の軽減と安全安心を提供するための具体的な制度の確立を望む。特に早急に法的ワーカー支援を望む。
- 当面の生活資金の貸付制度は必要なので、どういシステムがあるのかを明確にして、足りないものがあれば考えてほしい。
- アパートへの転宅を考えているが、自立支援施設を出て一人で子育てすることに不安がある。



生活再建のための具体的な支援の充実

（被害者、民間支援団体、委員等の意見から）

- 民間アパート等は家賃が高く、保証人を探すのも難しいこともあるので、シェルターを出た後にしばらく住むことができる公営住宅があると助かる。
- DVで避難している単身者が現実に公営住宅に申し込めない状況がある。円滑な入居ができるように要請したい。また、ステップハウスの設置も望む。
- 何度トライしても就職に結びつかなかった。母子家庭の母親を優先的に働かせてくれるような場があると助かる。
- 子どもが小さく、病気になることが多いため、その都度仕事を休まなければならない、いつ正社員からパートにされるか不安。また、いつ解雇されるか不安になる。
- 仕事を持たずに長く主婦をしていて急に働かざるを得なくなる時に、年齢、スキルなど多くの障害がある。
- ほとんど学校に行っていない状況で、結婚して暴力を受けた被害者が職に就くのは難しい。10代の被害者に特化した職業訓練というのは難しいと思うが、あるといいと思う。



住宅の確保、就労支援の充実

（被害者、民間支援団体、委員等の意見から）

- DVに遭っていた頃の記憶が戻り、苦しい時がある。フラッシュバックが起きてしまう。
- 男の怒鳴り声やケンカの声が聞こえると体調を崩してしまう。
- グループや被害者向けのプログラムがあるとよい。



被害者の精神的ケアの充実

(被害者、民間支援団体、委員等の意見から)

- 父親のDVの中で育ったことで、子どももそうなるのではないか、影響がないか心配。
- 大人の都合で居所が変わり、生活が落ち着かず、子どもの気持ちが不安定である。人に対し信頼感を持てずにいる。
- DVの家庭で育った子どもへの自立支援対策を具体化してほしい。



子どもへの支援の充実

(4) 連携・ネットワーク

(被害者、民間支援団体、委員等の意見から)

- 実務者会議や個別ケース会議など、速やかに行われるシステムができれば被害者の回復の促進と援助者の精神的負担の軽減につながると思う。
- 被害者支援の受入体制づくり、ネットワークの強化を女性サポートセンター中心にやってもらえるとよい。
- 一時保護について、今後、市町村が関与するようになると民間とのつながりが上手くいくのではないかと思う。ただ、まだそこまで体制が整っていないので、今後、体制の強化を図ってほしい。



関係機関とのネットワークの仕組みづくり、市町村、民間支援団体との連携強化

(被害者、民間支援団体、委員等の意見から)

- 民間支援団体への支援の充実を図ってほしい。
- NPOとの協働という考え方を今後も継続する方向を望む。



民間支援団体との協働可能な事業の検討、支援の充実